

宇都宮ライトレール株式会社 ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮ライトレール株式会社広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、宇都宮ライトレール株式会社（以下「当社」という。）が運営するホームページ（以下「当社ホームページ」という。）への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告の申込者 要綱第4条に規定する代表取締役の承諾又は許可を得るために広告掲載の申込みを行う者をいう。
- (2) 広告主 要綱第4条第3項に規定する代表取締役の承諾又は許可を得た者をいう。
- (3) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告主に代行して広告掲載に必要な手続等を行う者をいう。
- (4) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 当社ホームページに掲載する広告及びそのリンク先ページの内容は、宇都宮ライトレール株式会社広告事業掲載基準に定める基準に適合するものでなければならない。

2 広告掲載のデザイン等広告表現に関するガイドラインは、代表取締役が別に定める。

(広告掲載の位置等)

第4条 当社ホームページに掲載する広告の位置、規格、表示方法、掲載条件等は、当社ホームページの目的を妨げない限度において、代表取締役が定めるものとする。

(契約の方法)

第5条 広告掲載に係る契約は、随意契約によるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、代表取締役がその期間及び対象、位置、枠数、掲載条件等を決定の上、当社ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の申込者は、当社ホームページへの広告掲載に係る申込書及び広告原稿を代表取締役提出するものとする。

2 代表取締役は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

3 前項の規定により代表取締役が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、契約の締結など、広告掲載に必要となる手続きを進めないものとする。

(広告の確認及び決定等)

第8条 代表取締役は、前条第1項の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、広告の申込者の業種等及び広告内容について確認を行い、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の確認により資格要件を満たしていると認められる申込者が掲載の枠を超えるとときは、先着順により決定する。

3 代表取締役は、広告主が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、当社ホームページの広告掲載に係る契約について、当社と締結できるものとする。

2 代表取締役は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容及びリンク先ページ等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料)

第10条 当社ホームページに広告を掲載するための料金（以下「広告掲載料」という。）については、市場価格等を勘案し、代表取締役が決定する。

2 前条第1項の規定に基づき当社と契約を締結した広告主は、代表取締役が定める期日までに広告掲載料を一括して支払うものとする。ただし、代表取締役が特に認めたときはこの限りでない。

(広告掲載期間)

第12条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。ただし、代表取締役が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

2 広告掲載の開始日及び終了日は代表取締役が別に定める。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 当社ホームページに掲載する広告原稿は、広告主が経費を負担するものとし、
広告主又は広告取扱者が、代表取締役の指定する仕様に従って作成し、代表取締役が指
定する期日までに電子データで提出する。

(広告原稿等の変更)

第14条 広告主は、1か月を単位として広告原稿又はリンク先ページアドレスを変更す
ることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿又はリンク先ページアドレスを変更する場合は、
指定する期日までに、代表取締役に、当社ホームページ広告の変更に係る申込書を提出
するものとする。ただし、広告原稿を変更する場合は、申込書の提出の際に変更後の広
告原稿を添えるものとする。

(広告掲載の許可の取消し)

第15条 要綱第8条第3号に規定する代表取締役が適切でないと判断するときは、次に
掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が第10条第2項による期日までに納付されないとき。
- (2) 広告掲載の原稿提出が代表取締役の指定する期日までになされないとき。
- (3) 広告主又は広告取扱者が、第9条第2項の規定による広告の内容等の変更に係る代
表取締役の要求に応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (5) その他代表取締役が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第8条に規定する契約の解除又は許可の取消しがあった場合、代表取締役は、第
8条第2項の資格要件を満たす申込者の中から、先着順により、契約することができる。

(広告主及び広告取扱者の責任)

第16条 広告主及び広告取扱者は、広告及び広告主が指定したリンク先ページの内容に
関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主又は広告取扱者は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主
の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主又は広告取扱者は、第8条第4項の規定により掲載の決定を受けた広告掲載の
権利を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、当社の承諾を得た場合は、この限り
ではない。

(申込み停止)

第17条 広告主が第15条第1項各号のいずれかに該当したとき又は広告主が広告掲載の開始前に掲載を辞退したときは、当該年度において第7条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載料の還付)

第18条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、本社又はサーバーのメンテナンスのために必要なホームページの休止期間については、適用しない。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。